

月額変更届【特例】用

被保険者報酬月額変更届（特例改定用）
令和2年 月 日提出 番号

出版健康保険組合 理事長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定していただくよう申立ていたします。

【申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認しチェック☑してください】

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	1. 改定の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業※（時間単位の休業を含む）させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していることを確認しています。
<input type="checkbox"/>	2. 改定の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定すること及び改定内容について、書面により同意を得ています。
<input type="checkbox"/>	3. 改定の対象となる被保険者について、これまでにこの特例による届出は行っていません。
<input type="checkbox"/>	4. 改定の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。
<input type="checkbox"/>	【7月又は8月改定となる被保険者に係る届出の場合】 5. 改定後、休業が回復した月から3か月の間に支給された報酬の平均が、改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、随時改定の届出を行います。また、そのことについて、改定の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。
<input type="checkbox"/>	6. 厚生年金保険においても、同様の特例改定の手続きを行います。

※「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。

【事業主証明記入欄】

令和2年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

ご連絡先TEL

印

届出における注意事項

・複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の提出が必要です。

・同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。